

別紙 10 Biz-agera フィールド業務マネージャーの規定

第 1 条(利用契約)

当社が、Biz-agera セレクトシリーズ利用規約第 11 条(契約の成立)により承諾した契約が Biz-agera フィールド業務マネージャー契約(以下、「本契約」といいます)の場合に、別紙 10-1(サービス種別表 Biz-agera フィールド業務マネージャー)に規定するサービス(以下、「本サービス」といいます)を提供します。

2 契約者は、本サービスメニューの利用にあたり、株式会社セールスフォース・ドットコム(以下「SFDC」という)が当社に提供する OEM サービスを合わせて利用することとなるため、別紙 10-3(SFDC サービス契約)に同意するものとします。

3 当社は、本 Biz-agera フィールド業務マネージャーの規定(以下、「本規定」といいます)の他、必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規定とともに特約を遵守するものとします。

4 本規定と Biz-agera セレクトシリーズ利用規約が矛盾・抵触する場合は、本規定の内容が優先して効力を有するものとします。

第 2 条(無料トライアルサービス)

契約者は、当社所定の契約申込書を当社に提出することにより、無料トライアルサービスの利用を申し込むものとします。

2 当社は契約者からの申込書を受領した後、契約者が無料トライアルサービスを利用できるようにシステムの設定を行い、設定完了後、契約者に対して無料トライアルサービスの利用開始日、及び、無料トライアルサービスの終了日の通知をします。当社が契約者に通知した利用開始日、終了日が契約者の無料トライアルサービスの利用開始日、終了日となります。

3 有料サービスを既にご利用中の契約者は、無料トライアルサービスに申し込むことはできません。また、当社は、契約者の過去または現在の有料サービスおよび無料トライアルサービスの利用状況にもとづき、予告なく契約者の無料トライアルサービスの利用を停止することがあります。

4 無料トライアルサービスはいかなる保証も伴わない「現状有姿」で提供され、Biz-agera セレクトシリーズ利用規約第 30 条(損害賠償)の対象外となります。

第 3 条(有料サービス)

契約者は、当社所定の契約申込書(以下「申込書」)を当社に提出することにより、有料サービスの利用を申し込むものとします。

2 当社は契約者からの申込書を受領した後、契約者が有料サービスを利用できるようにシステムの設定を行い、設定完了後契約者に対して有料サービスの利用開始日の通知をします。当社が契約者に通知した利用開始日が契約者の有料サービスの利用開始日となります。

3 サブスクリプションとは、契約者が申込書に基づき、当社から購入する有料サービスを、一定期間内において利用できる権利を言います。

4 該当する本申込書に別段の定めがない限り、有料サービスはサブスクリプションして購入し、購入した数を超えるユーザは有料サービスを利用することができません。

5 サブスクリプションは、2 名以上のユーザにより共有又は利用することはできませんが、従前のユーザが有料サービスを継続的に利用する必要がなくなった場合に、その従前のユーザに代わる新規のユーザに割り当て直すことができます。

第 4 条(契約期間)

本契約は、本契約に従って許諾された全てのサブスクリプションが満了又は解約されるまで存続します。契約者が無料トライアルサービス期間中に有料サービスの利用を申し込まなかった場合は、本契約は無料トライアルサービス期間の満了時に終了します。

第 5 条(有料サービスの最低利用期間)

有料サービスのサブスクリプションの最低利用期間は、Biz-agera セレクトシリーズ利用規約第 11 条(契約の成立)第 1 項に定める利用開始日から 1 年間とします。

2 追加購入した有料サービスのサブスクリプションは、既存の有料サービスのサブスクリプションと同日に終了するものとします。

第 6 条(有料サービスの更新)

有料サービスのサブスクリプションは、契約を終了しない限り、1 年単位で自動的に更新されるものとします。

第 7 条(契約者が行う契約の解除)

契約者が、利用契約を解除しようとするときは、契約終了日の 45 日前までに解約の旨及び解約するサービスなどを当社所定の書面にて当社に通知するものとします。

第 8 条(サービス内容の変更)

当社は、契約者の許諾を得ることなく無料トライアルサービス、有料サービスのサービス内容を変更することができます。

第 9 条(有料サービスの料金)

本サービスメニューの料金は、申込書に定めたとおりとします。

2 料金は、サービスの購入に基づくものであり、実際の利用に基づくものではありません。

3 サービス運営上の理由により、当社はサービスの利用料を、予告なく変更することがあります。この際の精算方法は、別途当社が定めた方法とします。

第 10 条(料金等の支払義務)

契約者は、前条の料金を支払う義務を負います。

2 Biz-agera セレクトシリーズ利用規約第 22 条(提供停止)の規定に基づき有料サービスの提供が停止された場合であっても有料サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第 11 条(料金等の計算方法)

本サービスメニューの料金については、毎月、暦月にしたがって計算する料金の額とします。ただし利用開始日を含む暦月の月額料金は有料とし、最低利用期間終了日の翌月経過後の利用終了日を含む暦月の月額料金は無料とします。

2 契約者の都合により、契約期間内にサービス契約の解除または購入済みサブスクリプション数の一部解約を行った場合は、当該解除または一部解約があった次の日から当該契約期間の末日までの期間に相当する料金の全額を、契約の解除または一部解約の日から 2 週間以内一括して支払うものとします。

第 12 条(責任・保証)

契約者は、契約者の責任において、二次利用者への本サービスメニュー利用に関する ID とパスワードを発行するものとします。

2 契約者及び二次利用者は、本サービスメニューのサービス仕様書に記載されている以外の操作を行ってはならないものとします。サービス仕様書に記載されている以外の操作を行ったことによる、契約者及び二次利用者の本サービスメニュー利用に関する各種データの消失、漏洩については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条(制限事項)

契約者は、本サービスメニューの利用にあたり、次に定める事項を行うことはできません。

- (1) 本サービスに含まれる SFDC のサービスを利用して、契約者がアプリケーションを開発すること。
- (2) 追加のカスタムオブジェクトを利用して、本サービスを拡張すること。
- (3) 本サービスのサブスクリプションを、別の SFDC の製品等に加えること。

第 14 条(運営上の義務)

契約者は、本サービスメニューに関する問い合わせ窓口を設け、二次利用者からの各種問い合わせに対応するものとします。

2 当社は、本サービスメニューの提供にあたり、契約者に対し、各種問い合わせ窓口を設定します。本サービスメニューに関する当社への各種問い合わせについては、契約者及び当社の両問い合わせ窓口間で行われるものとし、当社は、契約者の二次利用者からの直接の問い合わせには対応しないものとします。

第 15 条(サービスの一時的な中断)

当社は必要な場合、メンテナンスのためサービスを停止することがあります。この場合は、事前に利用責任

者にメールで通知します。また、必要があると判断した場合は利用者の承諾を得ることなく、サービスの提供を一時停止することがあります。

2 本サービスは、例えば、SFDC の定期メンテナンスの実施や本サービスを経由して SFDC に対して行う API 呼び出しの上限到達に伴うアクセス制限、その他、本サービスの基盤となる SFDC 利用上の制限を受ける場合があります。

第 16 条(著作権等)

契約者に提供されるアプリケーションおよびその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」といいます。)については、その著作権、知的所有権のすべてを当社、または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービスメニュー利用の目的にのみ利用し、これ以外の目的での利用はできないものとします。

付則

本規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。